役員の報酬等の支給の基準

（目的）

第１条　この基準は、学校法人偕星学園の寄附行為第３７条に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員　退職慰労金

(2) 非常勤の役員 報酬及び退職慰労金

(3) 職員理事に対しては、退職慰労金を除き、役員としての報酬等は支給しない。

２ 非常勤の役員に対する報酬月額は別表第１のとおりとし、各役員の報酬月額は、号俸のうちから、理事長が決定する。

（報酬の支給方法）

第４条　報酬の支給の時期は、毎月１８日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

（費用）

第５条　役員が職務の執行に当たっての費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

（退職慰労金）
第６条　役員が、退任又は死亡した場合は、別表第２に従って退職慰労金を支給することができる。
２　死亡退職の場合、退職慰労金を受ける資格を有する遺族の範囲及び順序は、次のとおりとする。
（１）配偶者
（２）子
３　この基準における在職年数の計算は、就任の日より退職日（死亡退職の場合は死亡日）までとし、１か月未満の端数は切り捨てとする。

（補則）
第７条　この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）
第８条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この基準は、令和４年４月１日より施行する

別表第１（非常勤の役員の報酬）

役職	金額	適用
理事長	450,000 円	月額
専務理事	500,000 円	月額
理事	50,000 円	月額
監事	25,000 円	月額
職員理事	0 円	月額

別表第２（役員の退職慰労金支給額）

在任期間	支給額
１～5 年	1,000,000 円
６～10 年	2,000,000 円
11～15 年	3,000,000 円
16～20 年	4,000,000 円
21～25 年	5,000,000 円
26～30 年	6,000,000 円
31 年～	7,000,000 円

注）理事長及び専務理事の退職慰労金は専任教諭退職金支給率に準じて算出する。また、監事の退職慰労金は別表第１（非常勤の役員の報酬）理事報酬額に比例する。